

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会会議録

第二日（三月二十七日）

△案件

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて
新消防指令センターに関するについて

△会場 川越地区消防局 三階講堂

△出席委員

委員長	柿田有一	議員	副委員長	菊地敏昭	議員
委員	矢内秀憲	議員	委員	牛窪喜史	議員
委員	栗原瑞治	議員	委員	吉敷賢一郎	議員
委員	小林薫	議員	委員	高橋剛	議員
委員	片野広隆	議員	委員	小ノ澤哲也	議員
委員	吉野郁恵	議員			

△組合議会議長

議長 桐野 忠 議員

△組合議会副議長

副議長 爲水順二 議員

△説明のための出席者

	消防局長	浅見 篤
次 長	武 笠 浩	
〃	大 谷 清 秋	
新消防庁舎建設準備室長	山 本 雄 一	
新消防庁舎建設準備室副室長	中 村 俊 規	

新消防庁舎建設準備室主査 高 橋 一三三
指揮統制副課長 采 澤 勝 義

△委員会に出席した職員

書記長	黒 澤 博 行
書 記	田 中 尚
〃	原 田 剛
〃	瀬 沼 健

○開 会 午後零時五十分

○議 題

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて
新消防指令センターに関するについて

柿田有一委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会は、定足数に達しており、これより開会いたします。

直ちに会議を開きます。

事務局、傍聴人は。

原田 剛書記 一名の方から会議を傍聴したい旨の申出がありましたので、その許可と範囲について御協議をお願いいたします。

(休 憩)

(再 開)

柿田有一委員長 傍聴につきましては、一名の方の傍聴を許可することに決定いたしました。

(休 憩)

(再 開)

柿田有一委員長 審査に入ります前に、前回の会議の内容を確認いたします。

十二月二十六日の会議では、消防庁舎及び訓練施設等に関するものについては、訓練塔周辺外構整備工事について及び建設スケジュールについて、資料を基に説明を受けました。次に、今後の進め方について協議し、散会いたしました。

以上が前回の特別委員会の概要であります。

続いて、本日の特別委員会であります。

お手元に配布しております特別委員会次第を御覧ください。

本日は、消防庁舎及び訓練施設等に関するものについては、建設スケジュールについてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑を行います。次に、新消防指令センターに関するものとして、新消防指令センター整備工事完了報告及び消防局・川越北消防署移転までの災害対応について理事者より報告を受け、質疑を行います。

続いて、今後の進め方について御協議願ひ、特別委員会を閉じさせていただきます。

以上が本日の予定であります。

これより付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関するものについて審査に入ります。

建設スケジュールについてを議題といたします。

説明願ひます。

新消防庁舎建設準備室長 それでは、議題、建設スケジュールにつきまして御説明申し上げます。大変恐縮ではございますが、着座にて説明させていただきます。

初めに、お手元の資料一、川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設スケジュールを御覧ください。

本資料は、前回、令和七年十二月の特別委員会でお示しいたしました工程内容から若干の見直しを行いましたので、その変更箇所と前回委員

会後の工事進捗状況につきまして御説明いたします。

初めに、変更箇所でございます。建築工事の訓練塔新築工事につきまして、令和七年第四回臨時会で御議決賜りました変更契約に基づきまして、工期末を七月十日といたしました。

次に、外構・付属棟他の訓練塔周辺外構整備工事でございます。二月十七日、契約に係る専決処分を行い、本定例会に議案上程をさせていただいておりますが、工期末を八月二十八日として記載しております。

次に、訓練塔新築工事の工期延長に伴い、造成工事の道路水路の欄に第三期外周道路整備工事（市道・県道）を新たに設定いたしました。

補足資料、庁舎棟供用開始後の工事動線を御覧ください。

こちらは五月七日の庁舎棟供用開始後の工事動線を示しております。訓練塔新築工事の関係車両は主に工事動線一を使用し、訓練塔外構整備工事の関係車両は工事動線二を使用し、訓練塔工区の南側から施工いたします。訓練塔新築工事が終わりましたら訓練塔外構整備工事の車両は工事動線一を使用し、訓練塔工区の北側を施工いたします。

次に、工事動線二を使用しなくなりましたら第三ゲートを封鎖し、擁壁等を設置、市道三一七一号線の網掛け部分の舗装工事をいたします。また、併せて、庁舎西側県道歩道部分の一部不陸となっている舗装を修繕いたします。この市道舗装工事等を第三期外周道路整備工事として実施しようとするものでございます。

なお、周辺が稲作地でもありますので、工期は刈り入れが終わる九月中旬から十月末までを考慮しております。

資料一にお戻りください。

次に、建築工事、外構・付属棟他の欄にございます植栽工事（庁舎棟周辺）でございます。本工事は一月三十日に工事請負契約を締結いたしました。

契約内容につきましては、請負業者、株式会社小川造園建設。契約工期、令和八年一月三十日から令和八年五月二十九日まで。契約金額、二千五百六十九万三千八百円（消費税込み）でございます。

植栽工事（訓練塔周辺）につきましては、関連工事の進捗状況を見て、今後発注する予定でございますが、工期末につきましては、本年十二月末とする予定でございます。

次に、防災学習施設についてでございますが、学習展示並びに映像コンテンツ製作製業務委託の期間を八月二十八日までいたしました。

続きまして、工事進捗状況についてでございます。

造成工事の道路水路につきましては、第二期外周道路整備工事（市道）が三月五日に工事完了いたしております。

次に、建築工事の庁舎棟並びに緊急車両車庫等につきましては、各工事完了を経まして一月三十日に施設が引き渡されました。

次に、訓練塔新築工事につきましては、令和八年二月二十八日現在で工事進捗率七十二％でございます。

なお、外構電気整備工事につきましては、三月二十三日に完成検査を実施、庁舎棟周辺の外構整備工事につきましては、現時点で工事は終了し、検査を待つ状況でございます。植栽工事（庁舎棟周辺）は、現在施工中でございます。植栽工事（訓練塔周辺）は関連工事の進捗状況に併せて発注いたしますが、十二月末までに終了する予定です。

以上、大変雑駁ではございますが、議題、建設スケジュールについての御説明とさせていただきます。

柿田有一委員長 説明は終わりました。

委員の皆様から御質疑、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

よろしいですか。―質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

以上で消防庁舎及び訓練施設等に関するところについてを終了いたします。

理事者、席の入替えをお願いします。

○新消防指令センターの整備について

柿田有一委員長 次に、新消防指令センターに関するところについて報告を受けたいと思います。

まず、新消防指令センター整備工事完了報告について報告願います。それでは、新消防指令センター整備工事について御報告申し上げます。

大変恐縮ではございますが、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料二、新消防指令センター整備工事完了報告を御覧ください。

初めに、資料左側、一、新消防指令センターを御覧ください。

工事名は新消防指令センター整備工事。工事場所は川越市御成町一番地ほか八か所でございます。工期につきましては令和六年五月二十四日から令和八年三月二十四日まででございます。請負金額は十四億九千七百七十六万円。受注者は三峰無線株式会社北関東支店でございます。

指令台等の台数・役割につきましては、指令台四台、一一九番通報の受付から出場隊の編成、出場指令まで一連の操作を迅速に行います。指揮台一台、大規模災害時や一一九番通報事案が重なった際に、情報を集約して意思決定と全体の指揮管理を行います。無線統制台一台、災害現場で活動する出場隊との無線通信を整理、管理し、円滑な情報伝達の確保を行います。

大型ディスプレイにつきましては、多目的情報表示盤は、災害発生地点の地図や指令台等のディスプレイなどを表示します。車両運用表示盤は、各署所に配備されている車両の災害、業務出向等の運用状況を表示

します。支援情報表示盤は、気象観測情報、警報、注意報、一一九番着信件数等を表示します。

次に、資料右側、二、主な整備内容を御覧ください。

(一)査察端末・救急端末についてでございます。

ア、査察端末。防火対象物データをオンライン入力とし、立入検査の現場において即時、検査結果通知書等の発行業務を可能としました。写真はノートパソコン型使用時、タブレット型使用時の状況となります。

イ、救急端末。救急事案データをオンライン入力とし、医療機関や帰署途上の救急車内で救急活動記録等のデータ入力を可能としました。写真は救急車内使用時の状況となります。

実際に査察端末、救急端末を実物で説明させていただきたく存じます。こちらを御覧ください。ノートパソコン型からタブレット型に形を変えることができます。このことにより現場に合わせた使用が可能となるものでございます。ありがとうございます。

それでは、資料にお戻りください。

次に、中段、(二)指令台等モニタ画面についてを御覧ください。

自動出動ディスプレイ、地図用ディスプレイ、多目的ディスプレイに加えて、新たに受付補助ディスプレイを追加いたしました。このことから、従前、手書きで記録していた災害受報内容が自動でデータ化され記録することが可能となりました。

次に、(三)火災情報メールについてを御覧ください。

メール配信サービスを導入したことにより、消防組合議員、消防団（川越市・川島町）、関係機関等に迅速な情報提供が行えるようになりました。また、川越市・川島町メール配信サービスから一般利用者登録を可能といたしました。一般利用者配信内容につきましては、記載の例のとおりでございます。地図等の配信はございません。また、令和八年三

月二十三日から配信を始めております。

以上をもちまして、完了報告についての説明とさせていただきます。

柿田有一委員長 説明は終わりました。

委員の皆様から御質疑、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

よろしいですか。一質疑がないようですので、質疑を終了いたします。以上で新消防指令センター整備工事完了報告を終了いたします。

次に、消防局・川越北消防署移転までの災害対応について報告願います。

大谷次長

それでは、消防局・川越北消防署移転までの災害対応について御説明申し上げます。大変恐縮ではございますが、着座にて報告させていただきます。

お手元の資料三、消防局・川越北消防署移転までの災害対応についてを御覧ください。

初めに、資料左側、出場指令についてを御覧ください。

現在、消防局・川越北消防署には消防指令回線が接続されていないため、通常の出場指令等が行えない状況です。他の署所と同様の装置及び専用回線を整備するには別途費用が必要となります。このことから現在、次のとおり対応しております。対応方法を説明いたします。

初めに、①通報者が一一九番通報を行います。②新消防指令センターに一一九番通報着信、要請場所、通報内容を確認し、消防局・川越北消防署に無線にて指令を行います。③川越北消防署職員が無線指令を二十四時間傍受しています。④傍受した職員が消防局・川越北消防署庁舎に全館放送を行い、災害発生を周知します。⑤トイレカーに積載している指令内容等を表示する車両運用端末装置を一時的に川越北消防署事務室に設置、出場指令の詳細データの受信確認を行います。画面拡大表示し

ました内容が出場指令内容となります。⑥出場指令詳細データを確認した職員は、地図検索装置を用いて災害発生場所の確認を行い、災害出場いたします。

なお、この対応方法につきましては、複数回訓練を行い確立いたしました。現在までに出場に関する問題は発生しておりません。

次に、資料右側、大規模災害時の対応についてを御覧ください。

現在、新消防指令センターと警防本部（消防局）が分かれていることから、各種情報共有ツールを用い消防部隊の運用を図ることとしています。情報共有ツールとして消防無線、テレビ会議システムに加え、新たに①防災情報システム、②マルチ情報システム、③大型電子ペーパーを整備、導入いたしました。

次に、①防災情報システムを御覧ください。指令台と連携し、警防本部、各署所において組合管内の災害情報等をリアルタイムに確認することができ、画面拡大表示はデモ画面ですが、道路寸断情報や橋の崩落などの組合管内の被害情報を共有することができます。

次に、②マルチ情報システムを御覧ください。各署所の出場車両状況等が警防本部、各署所で確認できます。画面拡大表示はデモ画面ですが、災害出場の車両、帰署待機の車両の情報が共有されることから、効果的な部隊運用が図れます。

次に、③大型電子ペーパーを御覧ください。新消防指令センター、警防本部（消防局）が手書き入力した災害情報等をリアルタイムで各署所と情報共有できます。画面拡大表示はデモ画面ですが、手書きデータが他の大型電子ペーパーに共有されます。

最後に、令和八年三月九日、全庁的に地震災害を想定した大規模災害対応訓練を実施いたしました。各種情報共有ツールが大規模災害時に対応可能であることを確認いたしました。

以上をもちまして、消防局・川越北消防署移転までの災害対応についての説明とさせていただきます。

柿田有一委員長 説明は終わりました。

委員の皆様から御質疑、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

よろしいですか。一質疑がないようですので、質疑を終了いたします。以上で新消防指令センターに関するところについての報告を終了いたします。

○今後の進め方について

柿田有一委員長 次に、今後の進め方についてを議題といたします。

（休憩）
（再開）

柿田有一委員長 お諮りいたします。本特別委員会の付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関するところについては、休憩中に御協議いただきましたとおり、本組合における重要な課題であり、引き続き訓練塔新築工事や外構整備工事等が進められております。よって、これらの工事について引き続き調査したいので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

柿田有一委員長 御異議がありませんので、本件については、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査とすることに決定いたしました。

次回の日程については、私のほうで調整させていただきますので、御協力のほどお願いいたします。

以上で今後の進め方についてを終了いたします。

○その他について

柿田有一委員長 次に、その他委員の皆様からは何かありますか。

（「なし」と言う者がいる）

柿田有一委員長 事務局から何かありますか。

（「特にございません」と言う者がいる）

柿田有一委員長 以上でその他を終了します。

委員の皆様申し上げます。委員長報告につきましては、正副委員長に一任させていただきます。

委員会会議録の調整につきましては、作成でき次第御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

○散 会 午後一時十二分